

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年六月十九日

江戸川区長 多田正見

和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	9,369,945 円	29 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	1,508,111 円	1 件
江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金 (子ども家庭部子ども家庭支援センター)	72,369 円	1 件
合 計	10,950,425 円	31 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	994,668 円	平成30年2月26日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100239号	平成7年4月13日	元金 370,000 円 利息金 10,300 円 遅延損害金 614,368 円	平成30年4月から平成38年5月まで 毎月10日限り 10,000円ずつ 平成38年6月10日限り 14,668円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	417,358 円	平成30年2月26日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100240号	平成9年3月26日	元金 140,000 円 利息金 5,000 円 遅延損害金 272,358 円	平成30年3月から平成31年10月まで 毎月20日限り 20,000円ずつ 平成31年11月20日限り 17,358円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
3	285,491 円	平成30年2月19日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100241号	平成18年5月30日	元金 119,000 円 利息金 11,400 円 遅延損害金 155,091 円	平成30年3月から平成31年4月まで 毎月末日限り 20,000円ずつ 平成31年5月末日限り 5,491円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 鎌ヶ谷市民 (連帯保証人)
4	370,323 円	平成30年2月19日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100243号	平成22年5月28日	元金 234,200 円 利息金 11,200 円 遅延損害金 124,923 円	平成30年4月から平成33年3月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成33年4月末日限り 10,323円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 葛飾区民 (連帯保証人)
5	111,605 円	平成30年2月19日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100244号	平成22年11月5日	元金 66,000 円 利息金 6,800 円 遅延損害金 38,805 円	平成30年4月から平成32年1月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成32年2月末日限り 1,605円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
6	379,154 円	平成30年3月6日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100248号	昭和63年7月15日	元金 75,000 円 利息金 5,100 円 遅延損害金 299,054 円	平成30年4月から平成35年1月まで 毎月末日限り 6,500円ずつ 平成35年2月末日限り 2,154円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
7	224,032 円	平成30年2月26日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100251号	平成26年8月13日	元金 196,600 円 利息金 7,000 円 遅延損害金 20,432 円	平成30年3月から平成33年10月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成33年11月末日限り 4,032円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 邑楽町民 (連帯保証人)
8	348,130 円	平成30年2月20日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100257号	平成9年9月30日	元金 80,000 円 利息金 4,900 円 遅延損害金 263,230 円	平成30年3月から平成34年3月まで 毎月15日限り 7,000円ずつ 平成34年4月15日限り 5,130円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
9	648,918 円	平成30年2月20日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100258号	平成10年3月17日	元金 267,200 円 利息金 7,300 円 遅延損害金 374,418 円	平成30年4月から平成33年3月まで 毎月20日限り 5,000円ずつ 平成33年4月から平成37年1月まで 毎月20日限り 10,000円ずつ 平成37年2月20日限り 8,918円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
10	173,300 円	平成30年2月20日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100259号	平成10年4月2日	利息金 1,200 円 遅延損害金 172,100 円	平成30年3月から平成31年7月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成31年8月末日限り 3,300円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
11	474,600 円	平成30年2月15日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100262号	平成11年1月29日	遅延損害金 474,600 円	平成30年4月から平成32年2月まで 毎月末日限り 20,000円ずつ 平成32年3月末日限り 14,600円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
12	178,000 円	平成30年2月15日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100263号	平成14年6月17日	遅延損害金 178,000 円	平成30年4月から平成31年8月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成31年9月末日限り 8,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
13	124,300 円	平成30年2月15日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100264号	平成14年6月21日	遅延損害金 124,300 円	平成30年4月から平成32年3月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成32年4月末日限り 4,300円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
14	197,000 円	平成30年2月16日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100266号	平成8年4月4日	遅延損害金 197,000 円	平成30年3月から平成30年11月まで 毎月20日限り 20,000円ずつ 平成30年12月20日限り 17,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
15	250,500 円	平成30年2月16日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100267号	平成6年10月3日	遅延損害金 250,500 円	平成30年3月から平成34年3月まで 毎月10日限り 5,000円ずつ 平成34年4月10日限り 5,500円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
16	406,876 円	平成30年2月16日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100269号	平成21年1月19日	元金 264,000 円 利息金 8,500 円 遅延損害金 134,376 円	平成30年5月から平成31年12月まで 毎月10日限り 20,000円ずつ 平成32年1月10日限り 6,876円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
17	182,241 円	平成30年2月14日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100281号	平成17年7月25日	元金 92,000 円 利息金 6,000 円 遅延損害金 84,241 円	平成30年3月から平成33年1月まで 毎月20日限り 5,000円ずつ 平成33年2月20日限り 7,241円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区 (連帯保証人)
18	326,600 円	平成30年2月14日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100282号	平成3年5月27日	元金 利息金 遅延損害金 326,600 円	平成30年3月から平成32年10月まで 毎月26日限り 10,000円ずつ 平成32年11月26日限り 6,600円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
19	407,492 円	平成30年2月14日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100283号	昭和63年4月2日	元金 100,000 円 利息金 5,200 円 遅延損害金 302,292 円	平成30年3月から平成33年6月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成33年7月末日限り 7,492円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
20	397,358 円	平成30年2月14日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100284号	昭和53年11月28日	元金 94,000 円 利息金 6,100 円 遅延損害金 297,258 円	平成30年4月から平成34年11月まで 毎月25日限り 7,000円ずつ 平成34年12月25日限り 5,358円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
21	145,800 円	平成30年2月14日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100285号	平成11年2月26日	遅延損害金 145,800 円	平成30年3月から平成32年6月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成32年7月末日限り 5,800円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
22	182,427 円	平成30年2月20日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100291号	平成23年10月19日	元金 135,000 円 利息金 5,100 円 遅延損害金 42,327 円	平成30年3月から平成33年2月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成33年3月末日限り 2,427円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
23	303,886 円	平成30年2月20日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100293号	平成26年8月4日	元金 266,600 円 利息金 10,200 円 遅延損害金 27,086 円	平成30年3月から平成34年4月まで 毎月末日限り 6,000円ずつ 平成34年5月末日限り 3,886円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 葛飾区民 (連帯保証人)
24	344,467 円	平成30年2月15日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100296号	平成7年10月2日	元金 129,000 円 利息金 4,900 円 遅延損害金 210,567 円	平成30年4月から平成35年10月まで 偶数月の末日限り 10,000円ずつ 平成35年12月末日限り 4,467円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
25	539,743 円	平成30年2月15日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100299号	平成4年10月30日	元金 50,000 円 利息金 9,100 円 遅延損害金 480,643 円	平成30年5月から平成32年6月まで 毎月25日限り 20,000円ずつ 平成32年7月25日限り 19,743円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
26	98,500 円	平成30年2月22日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100306号	平成11年6月18日	遅延損害金 98,500 円	平成30年4月から平成32年11月まで 毎月末日限り 3,000円ずつ 平成32年12月末日限り 2,500円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
27	259,710 円	平成30年2月22日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100310号	平成27年6月16日	元金 234,000 円 利息金 6,800 円 遅延損害金 18,910 円	平成30年3月から平成34年5月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成34年6月末日限り 4,710円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
28	218,266 円	平成30年3月2日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100311号	平成20年10月30日	元金 117,000 円 利息金 7,500 円 遅延損害金 93,766 円	平成30年3月から平成32年9月まで 毎月末日限り 7,000円ずつ 平成32年10月末日限り 1,266円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区 (連帯保証人)
29	379,200 円	平成30年3月2日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100313号	昭和62年1月6日	元金 103,500 円 利息金 5,000 円 遅延損害金 270,700 円	平成30年4月から平成33年4月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成33年5月末日限り 9,200円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金

担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容					
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者	
小計	9,369,945 円							

元金及び利息金は訴訟提起後に完納したため、遅延損害金についてのみ和解

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	1,508,111 円	平成30年2月28日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第43183号	平成14年1月23日	元金 1,194,178 円 利息金 29,533 円 遅延損害金 284,400 円	平成30年3月から平成34年3月まで 毎月末日限り30,000円ずつ 平成34年4月末日限り38,111円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者) 被告 世田谷区民(連帯保証人)
小計	1,508,111 円						

債権の名称 江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金

担当部課 子ども家庭部子ども家庭支援センター

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	72,369 円	平成30年3月6日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第100250号	平成24年4月27日	元金 52,500 円 遅延損害金 19,869 円	平成30年5月から平成31年5月まで 毎月末日限り5,000円ずつ 平成31年6月末日限り7,369円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
小計	72,369 円						